

令和7年7月31日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
大石歯科医院	広島市中区新天地6-12新天地MRビル2F	令和 7年 6月30日
新見歯科医院	広島市中区堺町1丁目2-10	令和 7年 6月21日
オリタ薬局	広島市南区猿猴橋町2-11	令和 7年 6月30日
八島歯科クリニック	広島市安佐南区西原4丁目35-10	令和 7年 6月30日
ふれあい薬局五月が丘店	広島市佐伯区五月が丘五丁目20番8号	令和 7年 6月30日